

厚生科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

小林
登

児童虐待および対策の実態把握に関する研究

平成12年度研究報告書

平成13年 3 月

主任研究者 小 林 登

目 次

I. 総括研究報告書

- 児童虐待および対策の実態把握に関する研究 251
小林 登

II. 分担研究報告書

1. 児童虐待地域調査中間報告(平成12年度前期調査結果) 253
小林 登
2. 地域調査：和歌山県での調査研究の報告 266
小池 通夫、柳川 敏彦、和歌山子どもの虐待防止協会
3. 三重県における児童虐待および対策の実態把握に関する研究 --- 271
西口 裕
4. 兵庫県での第1回調査結果について 275
稲垣 由子、岡田 由香

総括研究報告書

児童虐待および対策の実態把握に関する研究

主任研究者 小林 登(国立小児病院名誉院長)

研究要旨：児童虐待の全国実態調査の一環として日本人口の12%を占める9地域の、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の全領域で虐待に関わる40種18,000機関を対象として、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例について郵送法にて調査した。重複例を含めて1980例が報告され、社会的介入を要する虐待発生の概数は年間約3万例、0～17歳人口千対1.4と推定された。児童相談所で把握された例はこの中の約37%で、地域で虐待防止に関わる多くの機関・人々の存在、各機関が対応している虐待像や機関連携における機関差および地域差が示された。

A. 研究目的

虐待には様々の様態があること、多くの機関・職種が関わっていること、虐待の概念が機関間で異なることなどのため、虐待の発生実態に関する機関別の調査は幾つかあるが、国の対策の策定に必要不可欠な全体像が把握されていない。

本研究班は、社会的介入が必要な虐待の発生および各機関の取り組みの実態把握のため、福祉、保健、医療、教育、警察、司法の関係機関を対象として統一方法で調査を行い、全体像と各機関が遭遇する虐待像と対策・対応の実状を把握することを目的として設定され、数地域を対象とした関係機関の悉皆的調査および主な機関の全国調査から、全国の実態を推定することとし、本年度は第1回地域調査(平成12年度前期調査)を行った。

B. 研究方法

1) 国内の虐待防止活動団体に調査の可否及び機関連携状況に関するアンケート調査を行い、対象地域を選定し、各団体の責任者に研究協力を依頼し、また、多領域に跨る調査であるので関係領域の専門家・代表者に推進のための参画を依頼した。

2) 虐待は同一事例に多くの機関が関わるので、頻度把握には異なる機関からの重複報告の特定が不可欠である。特定の3桁郵便番号と出生年月と性の該当者は平均55名(20～76)と算出され、地域集団中の特定は不可能だが虐待例中では特定可能と考えられるのでこの3項目を調査票に設定した。

3) 9地域(3県、3政令市、3市; 0～17歳 281万、日本同年齢人口の約12%)の虐待に関わる約40種類18,000機関を対象として、平成12年4～9月に把握した、家庭内虐待、その疑い、並びに虐待に類する行為の事例(虐待の定義は児童虐待防止法に従う)と虐待への取り組みについて郵送法で調査

した。平成12年9月に地域責任者からの依頼状、主任研究者からの機関別依頼状、調査票を事務局より郵送し、各地域責任者の元に回答を回収した。

2月末迄に返送された回答について報告する。

C. 研究結果

1) 報告数：回収率は児童相談所は100%であったが、保健福祉機関6割、教育機関5割、医療機関3割、弁護士6%と機関により大きく異なっていた。事例は2115例報告され、期間または地域が対象外が135例で、該当例は1980例であった。事例の37%は児童相談所から報告され、保健所(以下、保健センターを含む)17%、学校9%、保育所7%、民生児童委員7%の順であった。

3桁郵便番号と出生年月と性による照合で約1割が重複例と推定された。機関間連携率に比して非常に低い。他機関に連絡して他機関が中心に対応している事例については報告しなかった、連携とはいっても連絡した後は殆ど対応していないため報告しなかった、虐待の概念の相違、タイムラグなどの理由が考えられる。現在、この機械的照合結果の真偽を各地域で確認中であるため、本報告では重複例を含めた解析結果を報告する。

2) 頻度：半年間に把握された事例は重複例を含めて、虐待1069例(54%)、疑い809例(41%)、類する行為88例(5%)、計1980例で、0～17歳人口比に地域差がみられた(0.44～1.35/1000)。正確な推定には回収率、重複率、連携率による補正が必要であるが、社会的介入を要する虐待の発生数は、概ね年間3万例、0～17歳1000対1.4と推定された。

3) 事例：身体的虐待を含む例が51%、ネグレクト37%、心理的虐待10%、性的虐待2%で、死亡・受療を要する重症例は11%を占めていた。虐待者は実親が90%で、児の年齢は0歳が7%、1～

5歳40%と乳幼児が多いが、年長児も少なくなく、13～17歳が12%、18歳以上も0.5%存在した。44%はきょうだい中で兄のみが虐待対象となっていた。57%は援助を受けながら家庭での養育が継続され、15%が施設入所、13%は転帰不明であった。

事例の虐待像に地域差は少なかったが、機関による違いがみられた。虐待疑い例は児童相談所例に比してその他の機関の事例に多く、身体的虐待は医療機関、保育所、学校、警察、民間虐待防止団体例に多く、保健所例ではネグレクトの割合が他機関に比して多かった。児の状態は、受療を要する重症あるいは発達の遅れ、行動問題、軽傷などの症状を有する例が医療機関、保育所、学校、施設、警察、民間防止団体例に多く、保健所、福祉事務所、児童相談所、民生児童委員例には兄に大きな問題が現れていない例も多く含まれていた。児の年齢は保健所、保育所は乳幼児が多く、学校は学齢児が多かった。転帰は学校、医療、警察例の施設入所率が他機関例に比して高かった。

4) 発見契機：保健所、保育所、学校・幼稚園、医療機関、民生児童委員による発見が多く、職員が気付いた他、虐待者や被虐待児本人からの相談で判明したものも少なかった。児童相談所例ではこれらの機関や市民からの通報が多く、保健所、福祉事務所、民生児童委員、施設例にも他機関からの紹介が含まれていた。少数だが、児童館、教育委員会の就学相談、少年相談センター、高齢者の介護士、弁護士、補導委員、保護司、救急隊、カウンセリング機関による発見例もあり、子どもとの接触や家庭訪問の機会をもつ職種の暖かい目が地域に広く存在することが示された。

5) 機関連携：対象・率ともに地域差があり、機関間でも異なっていた。児童相談所との連携率は施設が最も高く8割、福祉相談機関7割、学校、民生児童委員6割、警察、保健所5割、医療機関4割、保育所は3割、民間防止団体1割であった。児童相談所との連携が無かった例の方が疑い例、乳幼児、兄に問題が表出していない例、虐待者からの相談で把握された例が多く、初期あるいは軽度の段階の事例が多いものと考えられる。児童相談所で把握される事例以外に多くの機関で種々の程度・種類の虐待に対応している実態が示された。

6) 各機関の事例になされた主な対応：保健所では相談が最も多く、その他、見守り、指導、他機関紹介が行われ、保育所は見守り、相談、兄のケア、学校は相談、指導、見守り、兄のケア、他機関紹介、医療機関は兄と親の治療、民生児童委員

は見守りと調査、児童相談所は調査の他、相談、指導、見守り、他の福祉相談機関は相談、調査、見守り、他機関紹介、福祉施設は兄の保護とケア、相談、警察は法的対応、相談、他機関紹介、民間防止団体は相談、他機関紹介、見守りであった。親の治療や親子関係の修復に専門的に取り組んでいる機関が少なかった。保育所、学校、医療機関では軽症段階での改善例の紹介や児童相談所への通告のタイミングの戸惑いが記されていた。

7) 地域間比較：半年間の地域別の0～17歳人口中の発生率には約3倍の開きがあり、児童相談所例のみでも人口対の頻度に地域差がみられた。地域によって報告機関の内訳が異なり、また、児童相談所との連携率にも地域差がみられた。虐待の種類、虐待者、年齢、児の状態、転帰における地域差は少なかったが、きょうだい中で兄のみが虐待対象となった例の割合には地域差があり、家庭背景の地域差を反映しているものと推察される。頻度の地域差は地域の対応システムと地域の社会的背景の両者の相違によるものと思われる。

D. 考察

本調査の特徴は、地域の虐待の実状に詳しい複数地域の虐待防止活動団体による統一方法での全関係機関の悉皆的調査である。この結果、虐待発生頻度の概数、地域で虐待に関わる機関、各機関と児童相談所との連携は予想以上に低く社会的介入が必要な児童虐待は児童相談所で扱う事例以外に少なくないこと、児童相談所との連携率は地域によって異なること、虐待像には虐待対応システムと社会的背景の両者が関係していると考えられる地域差があることが判明した。

従って今回の地域調査から全国実態を推定することは困難であり、全国調査が必要である。また、第2回地域調査(平成12年度後期調査)では虐待事例の発見から治療・処遇までの流れにおける各機関の役割を確認し、多くの事例を基に機関連携の低い理由と重複率が更に低い理由を検討したい。

E. 結論

社会的介入を要する虐待発生の概数は年間約3万例、0～17歳1000人中1.4人、児童相談所で把握される事例はこの中の約37%と推定され、地域で虐待防止に関わる多くの機関・人々の存在が示された。各機関の虐待像や機関連携における機関差および地域差があり、国の施策策定の資料としての全国の実態把握のためには、全国調査と同年度後半の地域調査を加えた詳細解析が必要である。

G. 知的所有権の取得 なし

分担研究報告書

児童虐待地域調査中間報告(平成12年度前期調査結果)

主任研究者 小林 登(国立小児病院名誉院長)

研究要旨：児童虐待の全国実態調査の一環として日本人口の12%を占める9地域を対象に、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の各領域の関係機関の悉皆的調査を行った。虐待に関わる40種18000機関に平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例の報告を郵送法にて依頼し、重複例を含めて1980例が報告された。社会的介入を要する虐待発生数の概数は年間約3万例、0～17歳1000人中1.4人、児童相談所で把握される事例はこの中の約37%と推定され、地域で虐待防止に関わる多くの機関・人々の存在、各機関が遭遇する虐待像や機関連携における機関差および地域差が示された。

A. 研究目的

児童虐待(以下、虐待)の急増に対応して昨年より虐待防止法が施行され、虐待対応の体制整備が急がれている。虐待には様々の様態があること、対応に多くの機関・職種が関わっていること、虐待の概念が機関間で異なることなどのため、虐待の発生実態に関する機関別の調査は幾つかあるが、国の対策の策定に必要な全体像が把握されていない。

本研究班は、社会的介入が必要な虐待の発生および各機関の取り組みの実態把握のため、福祉、保健、医療、教育、警察、司法の関係機関を対象として、統一方法で調査を行い、全体像と各機関・職種が遭遇する虐待像と対策・対応の実状を把握することを目的として設定され、(1)数地域を対象とした関係機関(職種)の悉皆的調査 および(2)主な機関の全国調査から、全国の実態を推定することとした。本年度は、重複事例の照合方法を検討し、第1回地域調査(平成12年度前期調査)を行った。本報告では、全国調査に向けて、事例の概要と地域差、機関間の相違について報告する。

B. 研究方法

1. 調査対象地域の選定：国内の虐待防止活動団体を検索し、調査の可否、活動状況、機関連携に関するアンケート調査を行い、対象地域を選定し、各団体の責任者に研究協力を依頼した(付記)。

2. 調査推進班の設定：多領域に跨る調査であるため、関係領域の専門家・代表者に推進のための参画を依頼した(付記)。

3. 守秘を配慮した重複照合方法の検討：虐待は、同一事例に対して多くの機関が関わるので、

頻度把握のためには異なる機関からの重複報告の特定が不可欠である。このため、個人名、住所を用いずに集団中の個人特定が不可能、且つ、虐待事例中の特定が可能な個人情報項目を検討した(結果の項参照)。

4. 調査準備：調査対象の虐待事例の定義、機関、調査票、日程について、地域責任者および推進委員と討議し、関係省庁には厚生省を通し、地域の管轄機関には地域責任者より、関係組織には推進委員を通して、調査の趣旨・方法について協議し、調査票を確定し、協力を依頼した。

5. 調査対象

地域：9地域(3県、3政令市、3市；人口計1500万、0～17歳281万、日本同年齢人口の約12%)。

機関：各地域の調査責任者が虐待に関わる機関をリストアップ。約40種類18000機関(表2)。

事例：平成12年4～9月に把握した、家庭内虐待、その疑い、並びに虐待に類する行為。

虐待の定義は児童虐待防止法による。

内容：事例及び虐待への取り組み(調査票Ⅰ、Ⅱ)。

6. 地域調査の実施：平成12年9～10月に40種類18000機関に、地域責任者からの依頼状、主任研究者からの機関別依頼状、調査票を事務局より郵送し、各地域責任者の元に回答を回収した。地域または事務局で入力し、全地域については事務局で、各地域については地域で解析した。2月末迄に返送された回答について報告する。

C. 研究結果

1. 重複照合方法の検討

対象地域の小児人口(平成10年人口動態統計)中で、特定の個人属性を有する該当者数を推定した。

表 1. 特定の郵便番号・出生年月・性の該当者数

地域	1ヶ月の 平均出生数 (A)	7桁千 種類数 (B)	A/B/2 3桁千 種類数 (C)	A/C/2	
A市	1347	789	0.85	13	51.81
B市	240	263	0.46	2	60.00
C市	317	262	0.60	3	52.83
D市	1758	1520	0.58	19	46.26
E県	1486	2494	0.30	12	61.92
F県	4535	—	—	30	75.58
G県	824	1630	0.25	11	37.45
H市	792	685	0.58	9	44.00
I市	196	566	0.17	5	19.60
計	11495	8209	0.42	104	55.26

特定の7桁郵便番号と出生年月(日は含めない)と性を有する者は、8地域で平均0.42名(0.17～0.85)であり、いずれの地域においても地域集団中の個人を容易に特定できることになる。しかし、3桁郵便番号と出生年月と性では該当者が平均55.26名(19.60～75.58)であるので、地域集団中の特定は不可能だが虐待事例中の特定は可能と考えられる。従ってこの3項目を調査票に設定した。

2. 事例の概要

1) 報告数：回収率は児童相談所は100%であったが、保健福祉機関6割、教育機関5割、医療機関3割、弁護士6%と機関により大きく異なっていた(表2)。事例は2115例報告され、期間または地域が対象外が135例で、該当例は1980例であった。事例の37%は児童相談所から報告され、保健所(以下、保健センターを含む)17%、学校9%、保育所7%、民生児童委員7%の順であった。

2) 重複事例：3桁郵便番号と出生年月と性による照合で約1割が重複例と推定された。機関間連携率(表3)に比して非常に低い。現在、この機械的照合結果の真偽を各地域で確認中であるため、本稿では重複例を含めた解析結果を報告する。

表2 注1：保健福祉センター保健婦、
母子健康センター

注2：保健福祉センター福祉、
家庭支援センター、
児童相談室、福祉課、相談センター

注3：家庭保育員

表 2. 地域調査の対象機関、回収率と有効事例数

		調査機関数 回答数 % 事例数			
保健・助産					
保健所		77	60	77.9	84
保健セ・他 ¹⁾		128	67	52.3	250
助産施設(助産婦)		230	48	20.9	6
福祉					
児童相談所		24	24	100.0	726
婦人相談所		5	5	100.0	8
福祉事務所・他 ²⁾		162	100	61.7	191
乳児院		17	11	64.7	18
養護施設		82	50	61.0	54
障害児施設		117	64	54.7	18
情緒障害児短期治療施設		2	2	100.0	13
母子生活支援施設		43	28	65.1	11
児童自立支援施設		8	5	62.5	4
保育所	認可	2348	1429	60.9	128
	僻地	74	30	40.5	3
	認可外	342	82	24.0	2
	その他 ³⁾	13	9	69.2	0
児童厚生・放課後健全		632	224	35.4	6
民生児童委員		1676	580	34.6	134
教育					
幼稚園		1668	684	41.0	20
小学校		2569	1270	49.4	106
中学校		1137	546	48.0	39
養護学校		104	68	65.4	6
教育委員会		—	2		2
警察		9	9	100.0	8
司法					
人権擁護委員		415	320	77.1	8
弁護士		1798	98	5.5	12
医療					
精神保健福祉センター		3	3	100.0	4
病院	小児科	353	161	45.6	32
	救急	511	108	21.1	0
	脳神経外科	241	59	24.5	0
	小児外科	37	5	13.5	0
	産婦人科	464	117	25.2	1
	精神科	276	61	22.1	15
診療所	小児科	2573	678	26.4	8
	救急	72	23	31.9	1
	脳神経外科	68	14	20.6	0
	産婦人科	505	124	24.8	3
	精神科	240	40	16.7	6
その他 民間					
虐待防止センター		2	2	100.0	37
その他		1	1	100.0	16
計		18729	7211	-	1980

3) 頻度：半年間に把握された事例は重複例を含めて、虐待1069例(54%)、疑い809例(41%)、類する行為88例(5%)、計1980例で、0～17歳人口比は1000人中0.70と概算され、地域差がみられた(0.44～1.35)。類する行為の内訳は親子心中2例、ホームレス1例、未入籍2例、放置すると虐待に移行の恐れあり76例であった。

4) 事例：身体的虐待を含む例が51%、ネグレクト37%、心理的虐待10%、性的虐待2%で、死亡・受療を要する重症例は11%を占めていた。虐待者は実親が90%で、兄が加わっていた例が11例あった。兄の年齢は0歳が7%、1～5歳40%と乳幼児が多いが、年長兄も少なくなく、13～17歳が12%、18歳以上も0.5%存在した。44%はきょうだい中で兄のみが虐待対象となっていた。57%は援助を受けながら家庭での養育が継続され、15%が施設入所、13%については転帰が把握されていなかった。

3. 機関間の比較

1) 事例の機関差：事例の虐待像に地域差は少なかったが、機関による相違がみられた。虐待疑い例は児童相談所例に比してその他の機関の事例に多く(図1)、身体的虐待は医療機関、保育所、学校、警察、民間虐待防止団体の例に多く、保健所例ではネグレクトが他機関に比して多かった(図2)。兄の状態は、図3の如く、受療を要する重症あるいは発達の遅れ、行動問題、軽傷などの症状を有する例が医療機関、保育所、学校、施設、警察、民間防止団体の例に多く、保健所、福祉事務所、児童相談所、民生児童委員例には兄に大きな問題が現れていない例も多く含まれていた。

虐待者は実母の割合が保健所で特に高く、学校、警察は実父の割合が他機関より高かった(図4)。きょうだい中で兄のみへの虐待は学校、医療機関例に多く、保健所、保育所、民生児童委員、福祉事務所、施設例ではきょうだいも虐待対象となった例が多かった(図5)。把握時の兄の年齢は保健所、保育所は乳幼児が多く、学校は学齢児が多かった(図6)。転帰は施設例以外では学校、医療、警察例の施設入所率が他機関例に比して高かった(図7)。

2) 発見契機：発見は保健所、保育所、学校・幼稚園、医療機関、民生児童委員による例が多く、職員が気付いた他、虐待者や被虐待児本人からの相談で判明したものも少なくなかった。児童相談所例ではこれらの機関や市民からの通報が多く(図8)、保健所、福祉事務所、民生児童委員、施

設例にも他機関からの紹介が含まれていた。少数だが、児童館、教育委員会の就学相談、少年相談センター、高齢者の介護士、弁護士、補導委員、保護司、救急隊、カウンセリング機関による発見例もあり、子どもとの接触や家庭訪問の機会をもつ職種の暖かい目が地域に広く存在することが示された。

3) 機関連携：対象・率ともに地域差があり、機関間でも異なっていた(表3)。児童相談所との連携率は施設が最も高く8割、福祉相談機関7割、学校、民生児童委員6割、警察、保健所5割、医療機関4割、保育所は3割、民間防止団体1割であった。児童相談所で把握される事例以外に、多くの機関で種々の程度・種類の虐待事例に対応している実態が示された。

4) 各機関の事例になされた主な対応(表4)：

保健所では相談が最も多く、その他、見守り、指導、他機関紹介が行われ、保育所は見守り、相談、兄のケア、学校は相談、指導、見守り、兄のケア、他機関紹介、医療機関は兄と親の治療、民生児童委員は見守りと調査、児童相談所は調査の他、相談、指導、見守り、他の福祉相談機関は相談、調査、見守り、他機関紹介、福祉施設は兄の保護とケア、相談、警察は法的対応、相談、他機関紹介、民間防止団体は相談、他機関紹介、見守りであった。親の治療や親子関係の修復に専門的に取り組んでいる機関が少なかった。保育所、学校、医療機関では軽症段階での改善例の紹介や児童相談所への通告のタイミングの戸惑いが記されていた。

4. 地域間の比較

半年間の地域別の0～17歳人口中の発生率には約3倍の開きがあり(表5)、児童相談所例のみでも人口対の頻度に地域差がみられた。地域によって報告機関の内訳が異なり(図9)、また、児童相談所との連携率にも地域差がみられた(表5)。虐待の種類、虐待者、年齢、兄の状態、転帰における地域差は少なかったが、きょうだい中で兄のみが虐待対象となった例の割合には地域差があり(図10)、家庭背景の地域差を反映しているものと推察される。頻度の地域差は地域の対応システムと地域の社会的背景の両者の相違によるものと思われる。

D. 考察

本調査の特徴は、地域の虐待の実状に詳しい複数地域の虐待防止活動団体による、統一方法での全関係機関の悉皆的調査である。この結果、虐待

発生頻度の概数、地域で虐待の発見から処遇までに関わる機関(人々)が把握され、機関間の虐待像や対応の相違、児童相談所との連携の実態、連携率と重複率との矛盾が示され、地域の対応システムの相違と社会背景の相違によると思われる地域差の存在が示唆された。

1. 発生率

関係機関で半年間に把握された虐待は重複例を含めて1980例であった。対象地域の小児人口は全国の小児人口の12%であるので全国では年間3万3千例と概算される。他方、平成11年度の全国の児童相談所で扱われた事例は11631例で、今回の調査では児童相談所例は全例中の37%であったので、全国の全機関では3万1千例と概算され、矛盾のない数値となった。より正確な推定には回収率、重複率、連携率による補正が必要であるが、社会的介入を要する虐待の発生数は、現段階では概ね、年間3万例、0～17歳1000人中1.4と推定される。

2. 虐待の発見に関わる人々

地域調査により、虐待を発見する人々は保育所、幼稚園、学校など、子ども達に日常的に接する職種その他、保健所、民生児童委員、医療機関、助産婦、児童館、児童相談所、福祉相談機関、少年相談その他の相談機関、教育委員会就学相談、カウンセラー、弁護士、補導委員など子どもや家族と接する機会を有する職種、介護士など家庭訪問の機会を有する職種など、地域に広く存在することが示された。今回は調査対象としなかったが、子どもや家族と接したり家庭訪問の機会を有する人々には、巡査、ライフライン点検者、新聞の集金者、郵便・宅急便の配達者、近所のコンビニなど、まだまだ多くの職種・人々が存在する。これらの人々にも関心を喚起し、子どもや家庭を暖かく見守る地域社会を育てていきたいものである。

3. 機関連携

調査対象期間が虐待防止法の公布の1ヶ月前から公布後5ヶ月であるので通告義務が周知されていたはずであるのだが、児童相談所との連携率が高くなかった。児童相談所以外の機関からの報告例について児童相談所との連携が無かった事例と連携が取られた例とを比較すると、連携が取られなかった例の方が疑い例、乳幼児、児に問題が表出していない例、虐待者からの相談で把握された例が多く、初期あるいは軽度の段階の事例が多いものと考えられる。詳細を各地域で検討中であるが、介入すべき虐待の概念が機関によって異なることが主要因と考えられる。

連携率に比して重複率が低い理由としては、他機関に連絡して他機関が中心に対応している事例については報告しなかった、連携とはいっても連絡した後は殆ど対応していないため報告しなかった、タイムラグなどが考えられる。第2回地域調査ではこの点を明らかにするため、他機関からの報告と重複しても報告していただくよう依頼状に明記することとした。

4. 次年度の計画

今回の調査により、機関によって多く遭遇する虐待像が異なること、各機関と児童相談所との連携は予想以上に低く社会的介入が必要な児童虐待は現在児童相談所で扱っている事例以外に少ないこと、児童相談所との連携率は地域によって異なること、虐待像には虐待対応システムと社会的背景の両者が関係していると考えられる地域差があることが判明した。従って、今回の地域調査から全国の実態を推定することは困難であり、全国調査が必要である。

何らかの援助を必要とする事例の内、児童相談所例が37%であったことから、全国調査では、虐待への系統的対応システムを構築する資料を得るため、各機関と虐待対応の中核である児童相談所および虐待の地域の予防活動の中心となりうる保健所との位置関係の実態を明確に把握する必要がある。また、虐待対応の行政機関に加えて、発見機関と治療機関を把握したい。日常的に児に接し虐待の主な発見機関となりうる学校・幼稚園、保育所は児や虐待者、家族からの相談も受け易く、初期対応で改善させることも少なくなく、国の虐待対応施策を講じる上でこれらの機関での実態は重要である。機関数がいずれも万単位であるので全調査は困難であるが、可能な範囲で全国調査の対象とするべきであろう。

虐待の治療には被虐待児、虐待した親、親子関係の治療が必要であるが、特に親の治療や親子関係の修復に取り組んでいる機関が少なかった。全国調査の機会に治療への試みに関する情報も収集したい。

第2回地域調査(平成12年度後期調査)では、虐待事例の発見から治療・処遇までの流れにおける各機関の役割を確認すると共に、より多くの事例を基に、機関連携率が低い理由、重複率が更に低い理由を検討したい。

第1回地域調査では回収率が低い機関があった。調査票に有無の回答欄を設けたのだが、事例がなくても回答するののかとの問い合わせが多かったの

で、次回は、事例がない場合も事例無しの回答を
いただくよう依頼状に明記することとした。

E. 結論

地域における悉皆的調査を目的として、日本の
人口の12%を占める9地域を対象に、虐待に関わ
る40種類18,000機関をリストし、統一方法で平成
12年度前半に把握された虐待事例について調査し
た。社会的介入を要する虐待発生数の概数は年間約
3万例、0～17歳1000人中1.4人、児童相談所で把
握される事例はこの中の約37%と推定され、地域

で虐待防止に関わる多くの機関・人々の存在が示
された。各機関の虐待像や機関連携における機関
差および地域差があり、国の施策策定の資料とし
ての全国の実態把握のためには、全国調査と同年
度後半の地域調査を加えた詳細解析が必要である。

F. 知的財産権の出願・登録 なし

謝辞

虐待が急増し御多忙の中、調査に御協力いた
だきました関係機関の方々に感謝申し上げます。

付記

平成12年度研究組織

主任研究者：小林 登（日本子どもの虐待防止研究会会長）

地域調査班

松本伊智朗：札幌市調査（北海道子どもの虐待防止協会事務局、札幌学院大学・社会福祉）
大泉哲子：秋田市調査（秋田子育て支援を考える会会長、日赤秋田短期大学・児童福祉）
鷺沢一彦：長野市調査（ながの子どもを虐待から守る会、長野日赤病院・小児科）
兼田智彦：名古屋市調査（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、教諭）
西口 裕：三重県調査（三重県児童虐待防止会議座長、児童相談所）
小池通夫：和歌山県調査（和歌山子どもの虐待防止協会会長、小児科）
稲垣由子：兵庫県調査（こどもと親への育児支援研究会事務局、甲南女子大学・小児科）
安部計彦：北九州市調査（北九州児童虐待と子育て支援を考える会、児童相談所）
小原敏秀：中津市周辺調査（大分県子どもの虐待防止事業、児童相談所）

推進班

福祉：柏女霊峰

才村 純

萩原總一郎（児童相談所）

高橋重宏（児童福祉施設）

保健：小林美智子

岡本喜代子（日本助産婦会）

医療：松平隆光（日本小児科医会）

中田幸之助（日本小児外科学会）

市川光太郎（日本小児救急医学会）

横田 晃（日本小児脳神経外科学会）

島本郁子（日本産科婦人科学会）

山崎晃資（日本児童青年精神医学会）

教育：森田洋司

警察：内山絢子（科学警察研究所）

司法：古田 薫（法務総合研究所）

磯谷文明（弁護士）

関連研究：

松井一郎（厚生科学研究「虐待の予防・早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の
構築に関する研究」班 主任）

庄司順一（厚生科学研究「被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究」班 主任）

事務局：谷村雅子

図1. 虐待・疑い

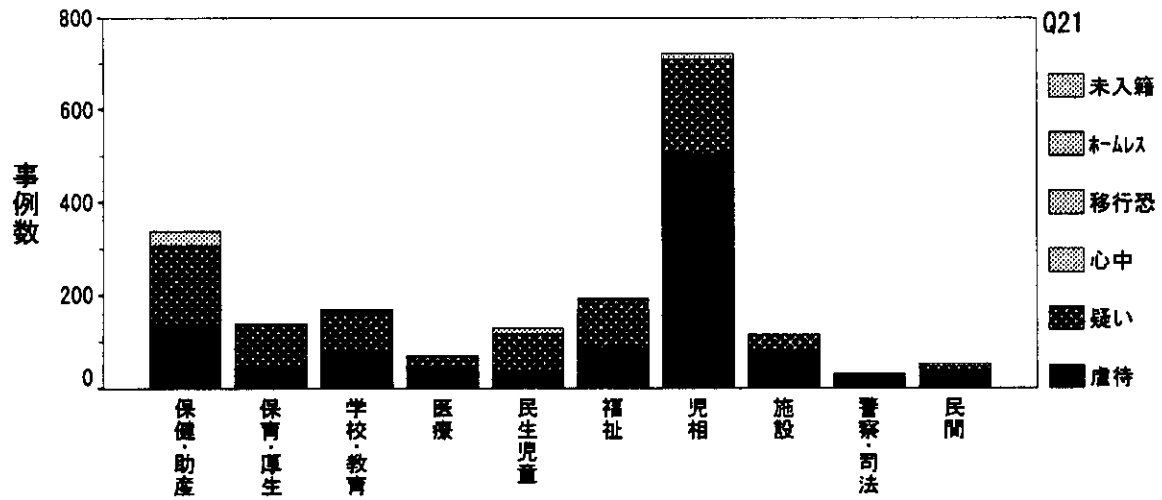


図2. 虐待の種類

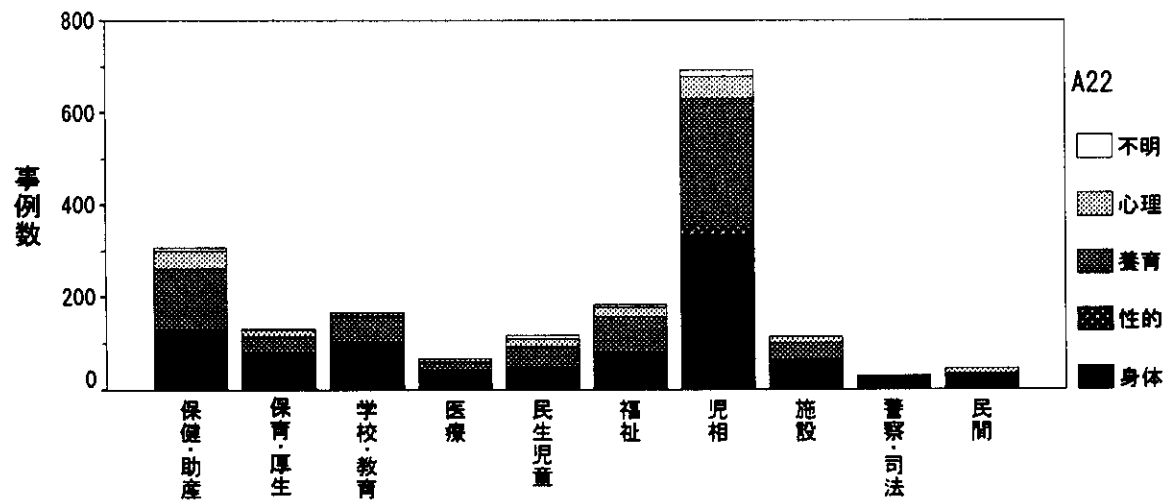


図3. 児の状態

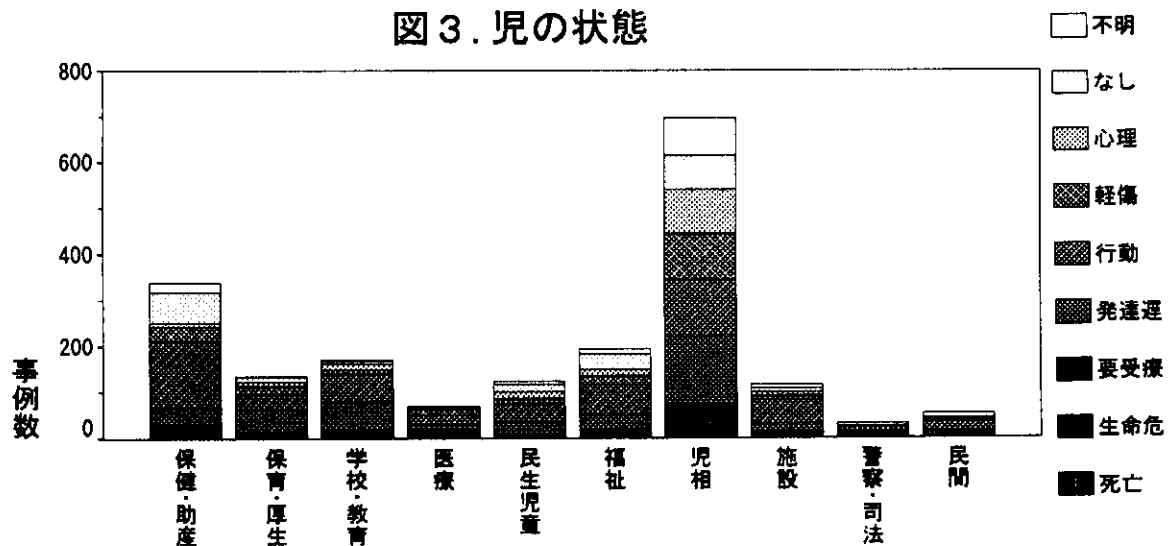


図4. 虐待者

A51

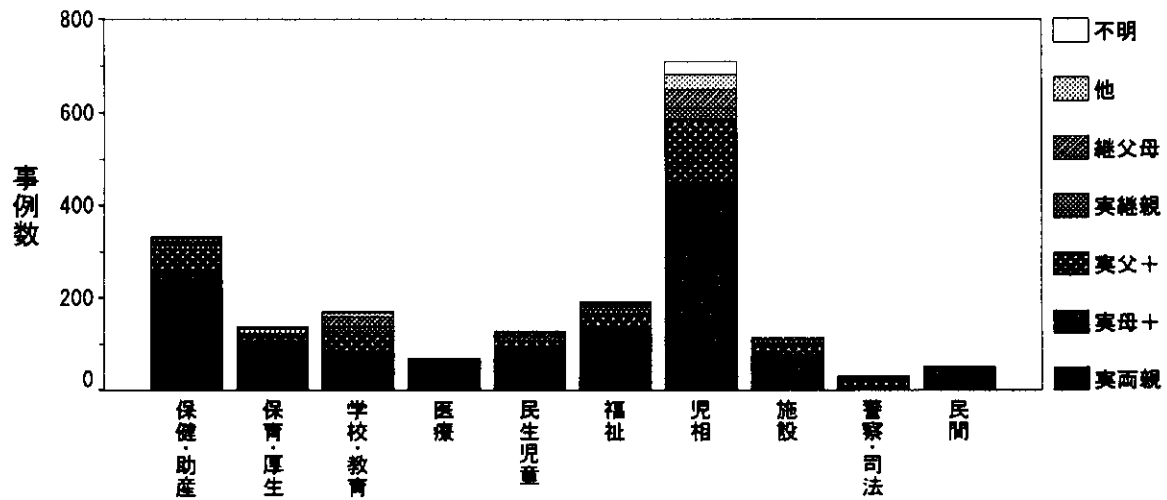


図5. 虐待対象

A41

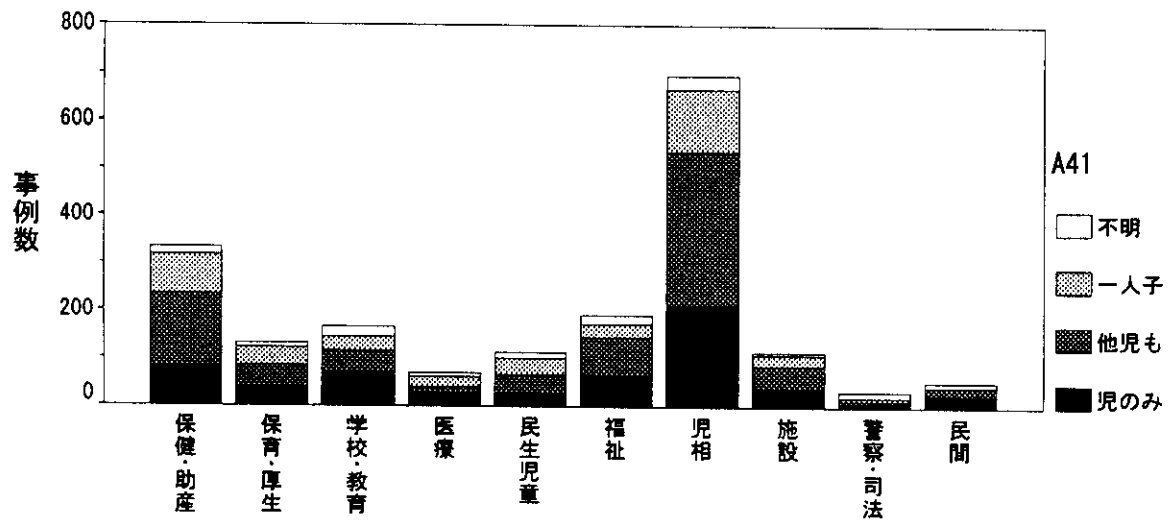


図6. 把握時年齢

A17

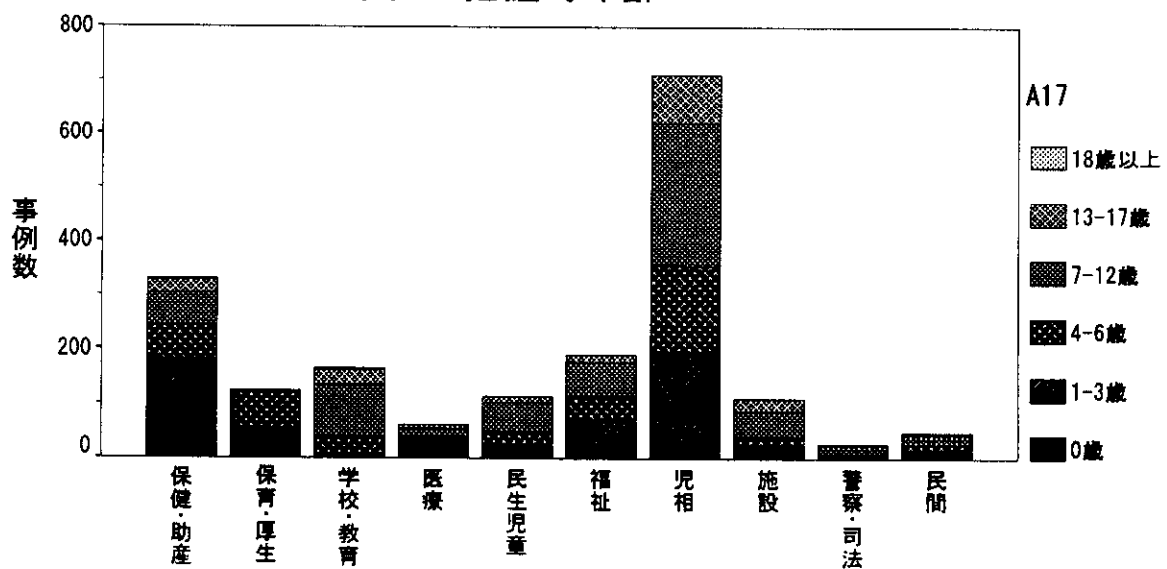


図 7. 転帰

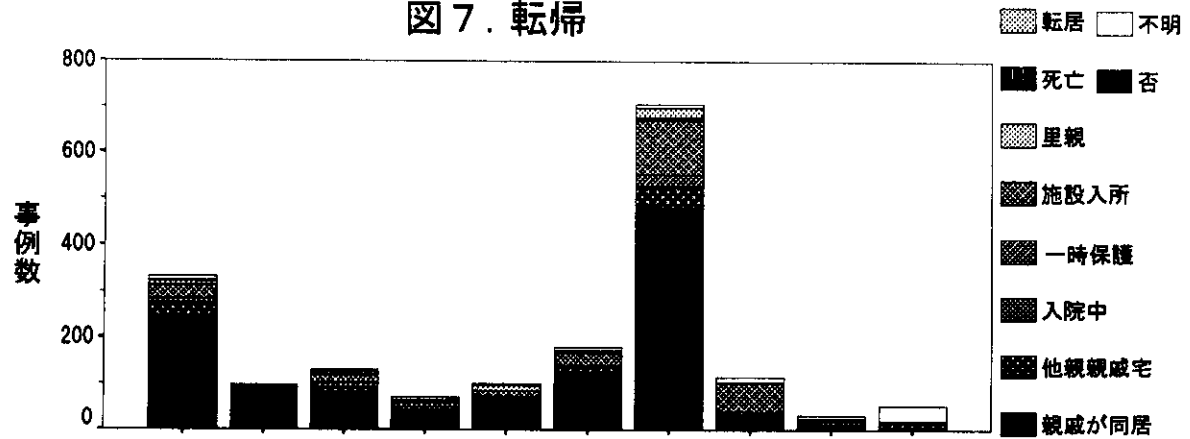


図 8. 機関が把握した契機

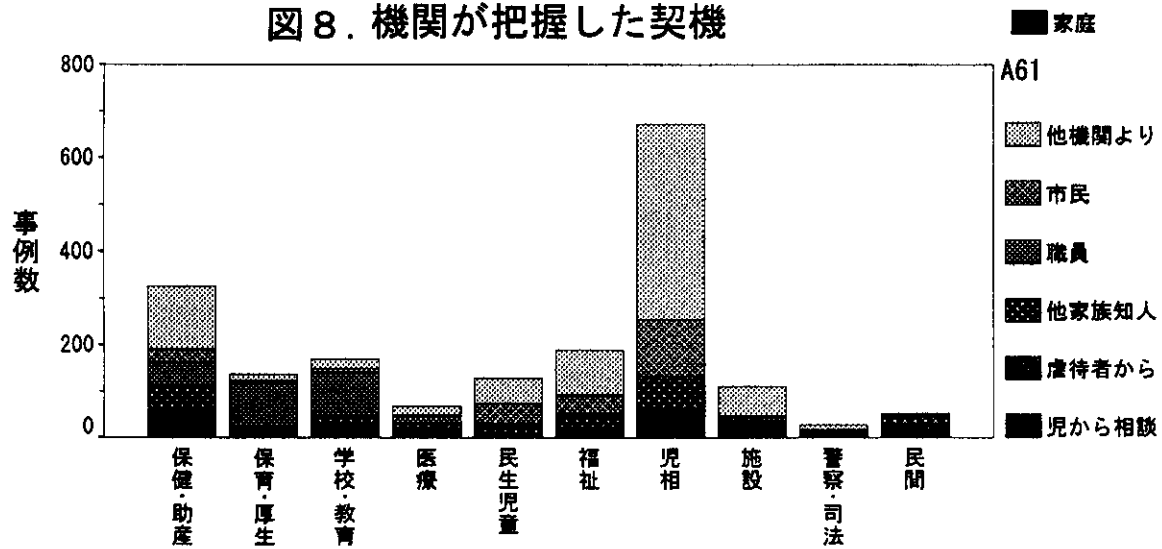


表 3. 他機関との連携率

連携先機関	報告機関										
	保健	保育	学校	医療	民生	福祉	児相	施設	警察	民間	計
保健・助産	33.2	28.1	6.9	21.4	16.4	33.8	32.5	5.1	3.1	5.7	25.9
保育・厚生	22.6	23.7	5.8	12.9	23.9	21.5	18.9	2.5	0.0	3.8	17.4
学校	23.8	8.6	23.1	14.3	60.4	41.0	56.2	38.1	9.4	15.1	38.8
医療	23.8	7.9	6.4	31.4	6.0	9.7	14.2	14.4	12.5	26.4	14.6
民生	14.7	19.4	34.1	0.0	74.6	46.2	35.5	2.5	3.1	0.0	29.7
福祉	48.5	41.0	23.1	12.9	44.8	50.8	49.7	26.3	18.8	5.7	42.0
児相	52.1	31.7	65.9	44.3	58.2	68.2	10.3	81.4	50.0	11.3	38.9
施設	7.9	2.2	4.0	10.0	3.0	11.3	11.7	12.7	6.3	1.9	8.7
警察	6.8	2.9	20.2	8.6	14.2	15.4	22.0	7.6	37.5	17.0	15.5
民間団体	4.7	4.3	0.6	8.6	2.2	4.6	3.4	5.1	0.0	13.2	4.0

表 4. 各機関における対応

	保健	保育	学校	医療	民生	福祉	児相	施設	警察	民間	計
調査	29.4	16.5	34.1	8.6	49.3	57.4	81.4	6.8	12.5	5.7	49.1
相談	75.0	43.9	50.3	30.0	32.1	64.6	53.7	42.4	46.9	64.2	54.6
指導	38.5	27.3	39.9	30.0	18.7	26.7	47.0	23.7	3.1	3.8	35.8
児の治療・ケア	11.8	33.8	35.3	42.9	9.0	6.7	11.2	54.2	0.0	13.2	17.9
親の治療・ケア	27.6	20.9	15.0	41.4	9.0	19.5	9.4	22.9	0.0	24.5	17.0
他機関紹介	32.9	16.5	33.5	18.6	25.4	37.9	6.2	14.4	37.5	32.1	20.5
児の保護	10.0	10.8	10.4	10.0	9.0	10.8	27.4	55.1	12.5	9.4	19.2
法的対応	3.5	2.2	0.0	2.9	1.5	1.0	1.7	0.8	56.3	3.8	2.7
見守り	49.4	58.3	39.3	12.9	76.1	42.6	43.3	16.9	6.3	32.1	43.8
対応不能	1.5	2.9	4.0	0.0	5.2	1.5	0.8	0.0	3.1	3.8	1.8

表5. 地域比較

	A1市	A2市	A3市	B市	C市	D市	E県	F県	G県	H市	I市	計
報告数 全機関	52	321	54	50	92	180	306	485	149	252	39	1980
児童相談所	31	68	18	25	16	48	120	257	56	77	10	726
発生率 ¹⁾ 全機関	0.95	1.01	1.02	0.89	1.23	0.44	0.88	0.45	0.77	1.35	0.86	0.70
児童相談所	0.57	0.21	0.34	0.44	0.21	0.12	0.34	0.24	0.29	0.41	0.22	0.26
内訳 児童相談所	59.6	21.2	33.3	50.0	17.4	26.7	39.2	53.0	37.6	30.6	25.6	36.7
(%) 保健・保育・学校	23.1	32.4	27.8	12.0	47.8	30.0	27.8	20.2	37.6	63.5	46.2	32.9
福祉・医療・民間	13.5	37.1	37.0	34.0	33.7	31.1	28.1	17.5	14.1	1.6	15.4	22.8
施設・警察・司法	3.8	9.3	1.9	4.0	1.1	12.2	4.9	9.3	10.7	4.4	12.8	7.6
児相との連携率 ²⁾ (%)	95.2	45.8	63.9	76.0	56.6	65.9	56.5	56.6	45.2	57.1	37.9	55.4
同胞中、兄のみに虐待(%)	25.6	53.6	38.1	68.8	61.5	52.1	51.3	38.1	50.0	26.8	32.4	44.0
同胞にも虐待	74.4	46.4	61.9	31.2	38.5	47.9	48.7	61.9	50.0	73.2	67.6	56.0

1) 発生率：0-17歳人口1000対/半年

2) 児相との連携率は児童相談所例を除く

図9. 報告機関(地域別)

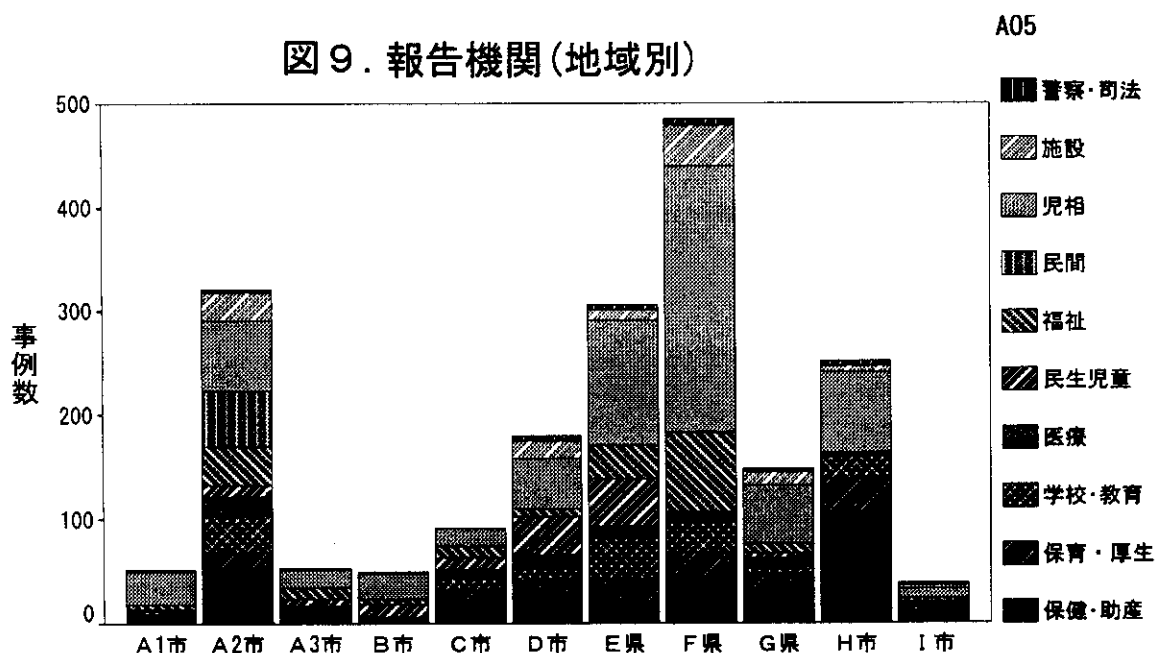
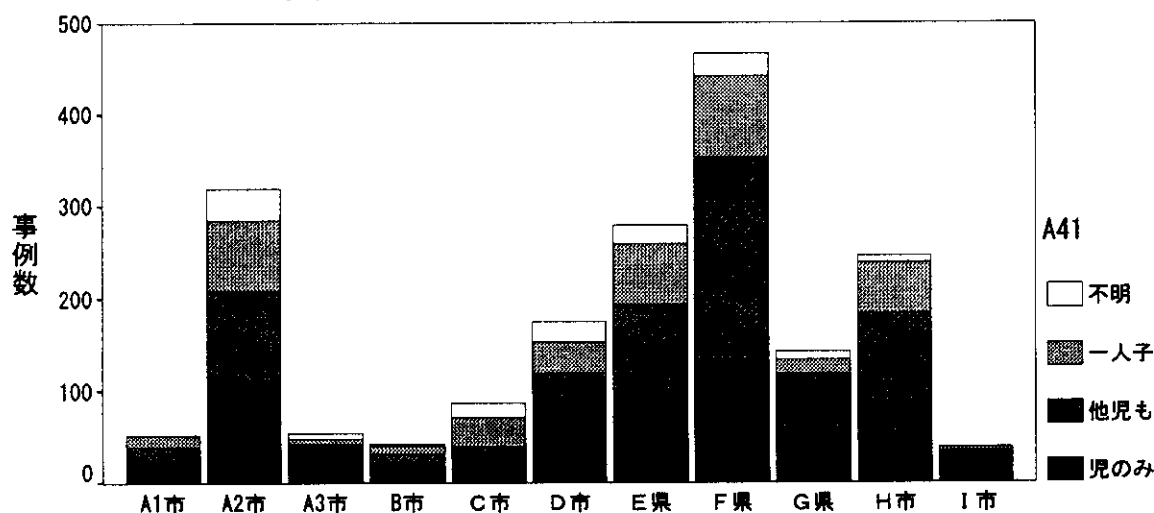


図10. 虐待対象(地域別)





児童虐待実態調査 調査票Ⅰ. 家庭内の児童虐待事例

平成12年4月1日から9月30日の間に、虐待及びその疑い、並びに虐待に類する行為として新たに関わった事例について、ご記入下さい。

機関名 _____ 該当例 1 無 2 有 (一枚目のみ記入)

1) 児について	貴機関での番号 _____ (_____ ときょうだい) 児居住地の郵便番号(3桁まで) _____ 出生年月(西暦)・性 _____ 年 ____ 月 性別 1 男 2 女 3 不明 虐待把握年月・年齢 平成12年 ____ 月 (年齢 ____ 歳 ____ ヶ月)
2) 虐待の種類(複数可)	虐待 1 虐待 2 疑い 種類 a 身体的虐待 b 養育怠慢・拒否(含、棄児・置き去り) c 心理的虐待 d 性的虐待 e 不明 虐待に類する行為 3 親子心中 4 嬰兒殺 5 放置すると虐待に移行の恐れあり 6 他 _____ (例えば _____)
3) 児の状態(複数可)	1 死亡 2 生命の危険あり 3 受療を要す外傷(痕) 4 軽度外傷(痕) 5 心理的問題 6 成長発達の遅れ 7 行動問題 8 問題なし 9 不明
4) 他児への虐待	1 児のみを虐待 2 他児にも虐待 3 ひとりっ子 4 不明
5) 主な虐待者(2つまで)	1 実父 2 実母 3 継父 4 継母 5 祖父・祖母 6 親戚 7 同居人 8 育児業務者 9 他 _____ 10 不明
6) 貴機関が虐待(疑い)として関わった契機	貴機関で発見 1 職員が気づく _____ 事業 2 児から相談 3 虐待者から相談 4 他の家族・親戚から 5 市民より連絡 6 他 _____ 他機関から連絡紹介 (問8の機関番号を記入) _____ 他 _____
7) 貴機関での対応(複数可)	1 調査 2 相談 3 指導 4 児の治療・ケア 5 親の治療・ケア 6 他機関紹介 7 児の保護 8 法的対応 9 見守り 10 対応不能
8) 連携機関(複数可)	a 保健所 b 保健センター c 助産所 d 医療機関(診療科 _____) e 精神保健福祉センター f 情緒障害児短期治療施設 g 学校・幼稚園 h 教育相談室 i 保育所 j 児童館 k 学童保育 l 児童相談所 m 福祉事務所(家庭児童相談室) n 婦人相談所 o 民生・児童委員 p 市町村福祉担当部局 q 児童家庭支援センター r 乳児院・児童養護施設 s 障害児施設 t 母子生活支援施設 u 警察 v 少年センター(警察管轄) w 市町村少年相談センター x 人権擁護委員 y 家庭裁判所 z 児童自立支援施設 A 弁護士 B 虐待防止民間援助団体 C 他 _____
9) 転帰(H12.9.30現在)	1 元の家庭で養育 2 元の家庭に親戚が同居 3 他方の親・親戚宅 4 入院中 5 一時保護 6 施設入所 7 里親 8 死亡 9 転居 10 不明
備考	

I. 家庭内の児童虐待事例調査 記入要領

調査対象：平成12年4月1日から9月30日までの間に、家庭内で、保護者等が、児童（18歳未満）に対して行なった虐待及び虐待の疑い、並びに虐待に類する行為の事例として、新たに関わった、または新たに事実が判明した事例を対象とする。

- ・該当期間：以前から虐待例として関わっていたものは対象外。
他の理由で関わっていたが、虐待の事実の存在が当該期間中に判断された事例は含む。
- ・虐待者：祖父母やきょうだい、親類、同居人による虐待は含む。施設で行われた虐待は本調査では対象としません。
- ・記載対象時期：問1)～6) 貴機関で虐待と把握された時点の状況
問7)、8) 貴機関が虐待例として関わった期間内の対応
問9) 今回調査の終了時点の平成12年9月30日現在の状況 について御記入下さい。
- ・回答は、該当項目に○、または_____に記入。
その他の場合は、できるだけ詳細に_____に御記入下さい。記載内容ごとに集計いたします。
- ・機関名：機関名又は施設名。医療機関は診療科名までご記入下さい。
- ・問1) 児について：番号は 貴機関での識別番号 または 1番から順につけて下さい。
：きょうだい例は、どの番号の事例ときょうだいであるのかを記入。
：施設入所児の郵便番号は、入所前の居住地の郵便番号を記入。
：居住地不明の場合は、郵便番号は「不明」として下さい。
- ・問3) 児の状況：虐待に起因するか否かにかかわらず 貴機関で虐待を把握した時の児の状況。
- ・問9) 転帰：不明の場合もできるだけ調査して御記入下さい。

児童虐待の定義*と種類

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
[例 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷などの外傷を負わせる。
首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外にしめだす、一室に拘束する 等、生命に危険のある身体への暴行も含む]
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
[例 子どもに性器を露出、ポルノビデオを見せる、性行為の強要、性的いやがらせ 等]
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）
[例 棄児、置き去り、
食事をあたえない、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、登校禁止、必要な医療を受けさせない、世間一般の文化・生活水準から著しくかけ離れた生活をさせている 等]
4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）
[児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る。
例 ことばによる暴力、無視、盗みや万引の強要、宗教の強制 等]

*：定義は児童虐待防止法に基づく。

例は「厚生省報告記入要領及び審査要領」および「児童相談所調査要領」等を参照

虐待に類する行為

親子心中

嬰兒殺（分娩の際または分娩の直後に母親が嬰兒を殺害すること）

虐待への移行の恐れがあるため継続的指導・援助を要する養育状況

調査票Ⅱ．各機関における児童虐待対策に関する調査

(質問項目部分のみ抜粋)

平成12年4月1日～9月30日の期間のことについて、ご回答下さいますようお願いいたします。

機 関 名 () 記載者名 ()
在籍児数 () または 所管地区名 ()

1. 貴機関での虐待等の取り扱い数についてご記入下さい

- 1) 貴機関で以前に虐待(疑い)が判明し、上記期間まで継続して関わっている事例 ()例
 - 2) 貴機関で上記期間に新たに、虐待(疑い)として関わった事例 ()例
 - 3) 貴機関で虐待への移行の恐れがあるため、以前から援助を続けている事例 ()例
 - 4) 貴機関で虐待への移行の恐れがあるため、上記期間に新たに関わった事例 ()例
- * 2) と 4) の事例について、調査票Ⅰに御記入をお願いいたします。

2. 貴機関の虐待対策についてご記入下さい。

- 1) 啓発活動を行いましたか (〇〇を対象としたポスター、パンフレット、講演会等)

2) 研修活動

- ① 研修会の主催 貴機関の職員対象 ()回
他機関の職員対象 ()回
- ② 外部研修会への講師派遣 1 有 2 無
貴機関職員の参加推進 1 有 2 無
- ③ 対応マニュアル、ビデオ等の作成 (以前に作成したものも含め、タイトルをご記入下さい)
- ④ その他

3) 虐待に対応する職員の有無についてご回答下さい (平成12年9月30日現在)。

- ① 主に虐待を専門に扱う人員の配置 (専任)

1 有	2 無	*有の場合	職種名	常勤	非常勤
				名	名
				名	名
				名	名
				名	名

- ② 虐待専任ではないが、虐待の専門的知識をもって対応する職員(係り)の有無

1 有	2 無	*有の場合	職種名	常勤	非常勤
				名	名
				名	名
				名	名
				名	名

- 4) 虐待対応に関する受付可能時間 平日 時 分 から 時 分 まで
土曜日
日曜・祭日

3. 貴機関で取り組んでいる虐待対策について御紹介下さい。

1) 虐待発生の可能性のある家庭に対して

2) 虐待の早期発見に対して

3) 被虐待児に対して

4) 虐待者に対して

5) 親子関係の修復に対して

6) 里親活動の推進、子育てサークルの支援など、地域の育児援助者の育成

7) 虐待防止地域ネットワークに関して

8) その他

4. 虐待対応で、今までに困ったことや体制に関する要望・提案などがありましたら、御記入下さい。

平成12年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

分担研究報告書

地域調査：和歌山県での調査研究の報告

研究協力者 小池通夫、柳川敏彦 和歌山子どもの虐待防止協会

研究要旨 和歌山県下全域において、Ⅰ．家庭内の児童虐待事例調査およびⅡ．各機関における児童虐待対策に関する調査を行った。児童虐待防止法の定義で認定された家庭内虐待、その疑い、および虐待に類する行為については、計 151 例（重複を除いた実数 131 例）が報告された。半年間の発生数は合計 0.68/1000 人（うち虐待は 0.33/1000 人）であった。同県での児童相談所、保健所、病院の 3 機関に於ける過去 4 年間の年間虐待発生数は 0.21/1000 人で、今回の悉皆調査は約 3 倍の発生数となった。機関として学校、保育現場での経験が今後増加すると思われる。児童虐待の機関の取り組みは、保健所、保健センターは具体例の経験も多く、事例を通じて対応がなされている。その他の分野は、事例経験の有無により、取り組みはさまざまである。現状の子育て支援や親子関係の対策の中での取り組みがみられる。いずれも虐待単独での具体的な対策は模索中で、行政主導の研修システムの構築が求められている。

Ⅰ．和歌山県下の家庭内の児童虐待事例調査

A. 研究目的

1. 和歌山県下での虐待の概要
2. 機関別の特徴
3. 地域別（政令市とそれ以外の地域との比較）の特徴の 3 点についての検討を行う。

B. 研究方法

調査期間、虐待の定義と種類、調査内容は全国調査とまったく同じである。すなわち、平成 12 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、18 歳未満の児童に対して行われた本年 5 月に公布された児童虐待防止法の定義に準拠した虐待および虐待の疑い、ならびに虐待に類する行為の事例として、新たに関わったまたは、新たに判明した事例についての調査である。調査表は郵送で各機関毎に送付し、地域の防止協会事務局宛に郵送で回収した。

C. 研究結果

1. 調査概要

- 1) 回収率は、郵送 1840 カ所中、事例のあった 49 カ所と事例のなかった 803 カ所の計 852 カ所から回答を得た（回収率 46%）。（表 1）
- 2) 49 施設から虐待、疑いおよび類する行為（以

後全体）151 例で、重複 20 例（13.2%）を除いた実数は 131 例であった。これは 17 歳未満人口比（平成 10 年）で $131/193766=0.68/1000$ 人/6 ヶ月である。虐待、虐待疑い、および類する行為はそれぞれ 64 例、57 例、10 例で半年間虐待発生は 0.33/1000 人である。和歌山県においては 1993 年から県下の児童相談所、保健所、病院における虐待発生の実態調査を行っているが、95 年から 98 年の 4 年間で年間発生数は 0.21/1000 人であり、今回の悉皆調査は約 3 倍の発生数であった。

3) 131 例中、男 62 女 64（記載なし 5）でほぼ同数の発生であった。年齢は 0～2 歳 28 例（21.4%）、3～5 歳 26 例（19.8%）、6～12 歳 45 例（39.8%）、12 歳以上 26 例（19.8%）、不明 6 名であった（表 2）。

4) 機関別では 131 例中、①児童相談所 54②保健所・保健センター 27③福祉事務所 17 の順である。ただし、地域によって機関統合のため保健所、福祉事務所としての報告もあり、後に②+③として①と比較する。学校・教育からは、小学校 12、養護学校 6、中学校 1 の計 19 例が報告されたが、幼稚園からの報告はなかった。

一方、保育所は認可保育所 8、認可外 1、へき地 1 の計 10 例であった。この他、5 例以上は病院小児科 6 例、民生委員・児童委員から 5 例であった(表 1)。

5) 虐待および疑いともに養育の怠慢・拒否＞身体的虐待＞心理的の順で、重複をふくめた分類では、虐待群 64 例中、順に 39 例、23 例、18 例で、疑い群では 57 例中、順に 27 例、22 例、20 例であった。なお、4 タイプの虐待の単独発生は虐待群では怠慢・拒否 30 例、身体的 11 例、心理的 4 例で、疑い群は怠慢・拒否 16、身体的 9、心理的 10 で、心理的虐待は、疑い群で高率であった(表 3)。

6) 児の状態は、虐待と疑いで問題なしは、それぞれ 6/64 (9.4%)、11/57 (19.3%) でともになんらかに症状を呈している。疑いについても 8 割が心身の影響を示していることから十分な対応が必要である(表 4)。

7) 家族内発生は他の兄弟に対しても虐待行為は認められ、全体で 54/131=41%である(表 5)。

8) 虐待者は虐待群で実父の関与は 23/64 (35.9%)、実母の関与は 45/64 (70.3%) で、疑い群はそれぞれ 21/57 (36.8%)、36/57 (63.2%) と実母の関与が高率である(表 6)。

9) 虐待の発見の契機は、ともにほぼ半数が他機関からの連絡紹介である。疑い群は、ほぼ 3 分の 1 は自機関で把握しているが、虐待群の把握は 1 割と低い(表 7)。

10) 全体 131 例で、実父関与 46 で、うち身体的、ネグレクト、心理的は順に 13, 22, 13 で実母の関与は 88 で順に 32, 54, 25 で実母でネグレクトがやや高率であった。なお、性的虐待は 2 例と少ないがいずれも実父による(表 6)。

11) 対応は、相談 76 (58%)、調査 64、見守り 61、指導 56 は比較的多く行われている。児へのケア、親へのケアはそれぞれ 35/131 (26.7%)、21/131 (16%) と低率である(表 8)。

12) 転帰は元の家庭での養育は全体

83/131(63.3%)、虐待 40/64(62.5%)で疑い 37/57(64.9%)であった。施設入所は全体で 11/131(8.4%)、虐待 10/64(15.6%)で、疑いは 1/54 であった(表 9)。なお死亡 1 は、染色体異常を基礎に持つ、先天性心疾患の手術を拒否したメディカルネグレクトと診断された例である。対応に苦慮した例で、今後検討を要すると思われる。

2. 機関別の特徴

A 群：児童相談所 54 例および B 群：保健所・保健センター＋福祉事務所（地域の家庭児童相談室、振興局健康福祉部を含む）の 46 例を比較した。男/女は、A 群 26/28、B 群 21/24 で差はない。A 群は B 群に比較して（A：B で比較表示、数字は実数）、①12 歳以上の年長児が多い（26：4）、②虐待例が多く（45：14）、疑い例が少ない（9：23）、③心理的虐待が少ない（5：19）の特徴が得られた。保健所・保健センターは、すでに乳児期に、虐待の疑いの段階で事例を把握しており、重症化する前に対応できる可能性を強く示唆する。また④対応では親へのケアは少なく（4：10）、⑤転帰も施設入所が高率（10：1）となっていることから、児童相談所の事例は、重度が多く、児への保護が中心となっていることがうかがわれる。虐待数の増加に対する判定や方向性の決定と対応について、児童相談所にすべての役割を課すには、現在の職員数では限界があるとおもわれる。新たな人員の補充のほか、保健所を含めた対応を目的とした強固な連携、あるいは行政による虐待防止センターの設置など、対応についての議論の進展が望まれる。

3. 地域別の特徴

郵便番号と報告機関から C 群：政令市（和歌山市）在住例 61 例と D 群：それ以外の郡部在住例 69 例に分け比較した。なお、1 例は住居の特定は不能であった。半年間の発生率は、18 歳未満人口 1000 人比で和歌山市 0.86、郡部 0.47 と

C群が高率であった。男/女はC群で30/30、D群で31/34と差はない。両者の比較は（C群：D群で表示、数字は実数）、12歳以上が、（8：18）とD群で年長児が多い以外、虐待（36：28）、疑い（23：34）と大きな差はなく、また虐待の種類もほとんど差を認めなかった。対応、転帰についても両者間の差はなかった。症例を集積し、今後も比較検討を行いたい。

II. 各機関における児童虐待対策に関する調査

1. 機関の虐待対策（啓発活動と研修活動）

虐待を焦点にした啓発活動、研修活動を行っている機関は、児童相談所および一部の病院、保健所のみであった。啓発活動は、機関主催の講演会やシンポジウムの開催などが行われている。しかしこれらの機関においても、機関内職員を対象とした研修会が行われているものの、他機関の職員を対象とした研修会の主催は、まだ行われていない。外部研修会への講師の派遣や職員の参加推進は活発である。また、子どもの虐待防止マニュアルやパンフレットを作成し、関連機関や地域への配布も行われている。

一方、多くの機関は、啓発ポスターを機関内に貼ったり、パンフレットの配布をするなどの協力活動が中心である。研修テーマは虐待そのものでなく、子育て支援や子どもの人権、いじめなどの学校問題や親子関係の問題などの中で関連して虐待問題を取り上げている。また、外部研修会への参加は積極的に推進している。

2. 虐待に対応する職員

児童相談所や保健所においても、主に虐待を専門に扱う人員の配置は、現時点では困難であり、専任ではないが、虐待の専門的知識をもって対応する職員の配置にとどまっている。後者の場合、児童相談所では児童福祉司、児童相談員、心理判定員であり、福祉事務所では家庭相談員または保健婦となっている。保健所は主として保健婦が担当している。その他の機関は対

応する職員は極めて少なく、ごく一部の病院、学校、保育園で、それぞれ医師、教諭、主任保育士が担当している。いずれの機関もソーシャルワーカーという記載が少なく、絶対数そのものが少ない実態を示していると思われた。

3. 機関で取り組んでいる虐待対策

近年の虐待問題への社会的な関心の高まりを反映して、虐待発生の可能性のある家庭に対してや、虐待の早期発見に対しての取り組みは、それぞれの機関の状況に応じた視点で対応が模索されている。また、子育てサークル、地域の育児援助者への支援、交流なども多くの機関で機関で行われていることが報告された。被虐待児への対応は、児童相談所では、在宅支援の場合、通所や訪問により、プレイセラピーや箱庭療法などの心理的援助がなされつつあるが、施設入所児に対しては、安全の確保にとどまり、十分な心理的援助は今後の課題としている。この他、医療機関での身体的治療、カウンセリング、保健所での親子教室、自宅訪問などが行われている。しかし、専門機関以外はほとんど対応はなされておらず、事例を経験した機関の戸惑いや不安のほか、専門機関に対する不満なども示されている。虐待者への対応や親子関係の修復は、いずれの機関も不十分であると自己評価されている。

一方、虐待の事例経験のない機関においても虐待問題の重要性について認識がなされ、対応についての研修システムを切望する回答も多くみられた。今後は、地域差や機関規模などを考慮した取り組みとともに、子どもに接する機会のあるすべての機関に対して、定期的な行政研修の確立が望まれる。